

平成 31 年 2 月 22 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

市町村による再商品化事業者に対する「現地確認」の対応について

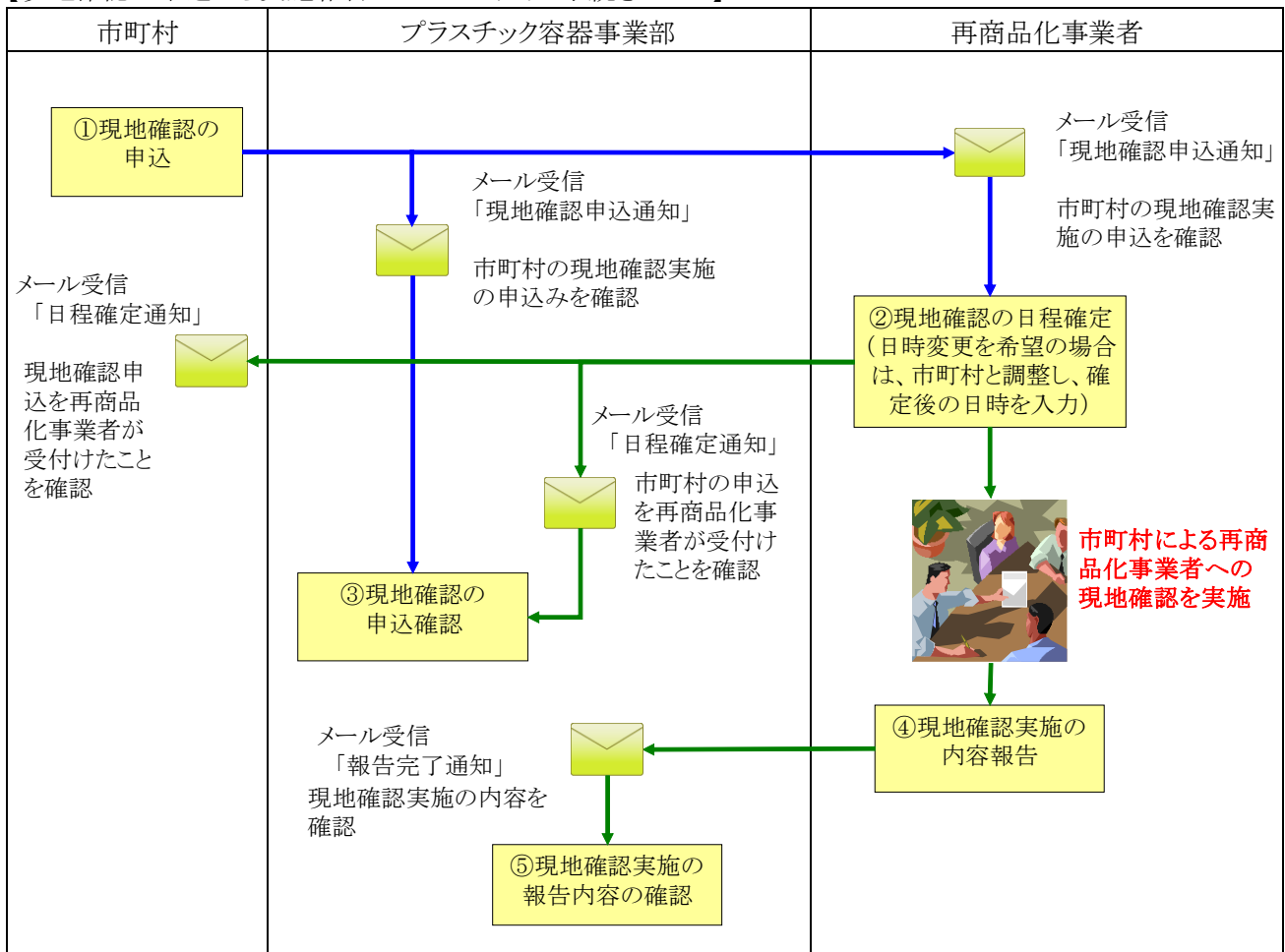
平成 21 年 6 月の中央環境審議会、産業構造審議会合同のプラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討委員会で決定された再商品化の透明性向上のための措置として、市町村・一部事務組合（以下「市町村」という）が当該市町村からの容器包装物を受け入れている再商品化事業者に対して現地確認を行うことができるようにするとあります。このことから、当事業部では現地確認を制度として定め、継続実施いたします。

市町村からの現地確認の実施申し入れ連絡、実施日時の確定、現地確認実施後の報告はオンラインでの作業となりますので、下記フロー図、及び、オンライン操作マニュアルを参照ください。

なお、一般的な工場見学等については、市町村が再商品化事業者と連絡の上実施することとし、当協会への事前連絡および報告は不要です。

注意)市町村側から「ベール調査日と同日を希望」と申込みがあった場合、ベール品質調査の観点から、調査日の 14 日前以前に調査日を通知しないでください。同様に、14 日前以内になっても通知を忘れることが散見されます。いずれも充分にご注意ください。

【現地確認の申込から実施報告までのオンライン手続きフロー】



以上